

議員提出第4号議案

刑事訴訟法の再審規定の改正に関する意見書について

上記の意見書を国に提出するものとする。

令和6年9月27日提出

安城市議会議員	今	原	康	徳
〃	杉	山		朗
〃	杳	名	喜	代治
〃	大	屋	明	仁
〃	石	川		翼
〃	松	本	佳	栄
〃	守	口	晶	治
〃	石	川	い	くこ

—提案理由—

この案を提出したのは、刑事訴訟法の再審制度の規定の改正について、積極的な議論を進めるよう国に要望するため。

## 刑事訴訟法の再審規定の改正に関する意見書

えん罪は、有罪とされた者や家族の人生を大きく狂わせ、時にはその生命をも奪いかねない点で最大の人権侵害である。えん罪の発生を防ぐことはもちろん、不幸にしてえん罪が発生した場合に、速やかに救済することは国の基本的責務であり、事案の真相を究明して刑罰法令を適正かつ迅速に適用するためにも、再審制度は重要な意義を持っている。

しかしながら、現状の問題点として、過去の再審請求に関わった裁判官を除斥・忌避する規定がなく、再審の審理に関する手続規定が刑事訴訟法にほとんど置かれていないこと、また、過去の著名なえん罪事件において、証拠開示が不十分で著しく遅かっただけでなく、検察官抗告により審理が長期化したことなどがある。

よって、国におかれては、刑事訴訟法の再審制度の規定の改正について、積極的に議論を進められるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月27日

安 城 市 議 会